

令和 4 年 1 0 月

第 2 9 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 小櫃 敏文

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 任	係
令和 4 年 1 0 月 2 8 日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

# 第 29 回川口市農業委員会会議議事録

## 1 川口市農業委員会告示第 7 号

下記について付議するため、10月25日（火）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第29回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

## 2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 山岡 孝	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣
4番 伊藤 勝博	5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	7番 早船 輝明
9番 小櫃 敏文	10番 中山 正二		

## 3 欠席農業委員

8番 加藤 吉江

## 4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

## 5 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 嶋田 健一  
書記 村田 智史

## 6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、9番 小櫃 敏文委員を指名した。

## 8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項4について「資料1」により逐次説明した後、報告事項5について、次のように説明した。

事務局 「報告事項5、農地利用最適化推進委員の能率報酬について、ご説明いたします。

本件は、農地の管理に苦慮していた土地所有者と経営規模拡大のために農地を探していた借受人を農地利用最適化推進委員である細田推進委員が仲介して、賃貸借契約に至ったものです。

経過といたしましては、令和4年2月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画について、農業委員の皆様にご審議いただき、賃借権10年の事業計画の決定を受けて、農地の土作りに取り組み始め、試験的な栽培を経て本格的に野菜の栽培を開始しております。

現在の農地の状況を確認したところ、ねぎ、じゃがいもなど複数の野菜が作付けされており、とりわけ農地の半分で川口農業ブランド認定農産物である、白菜オレンジクィーンが栽培されるなど、非常に熱心で意欲的に耕作を行っていることから、今後、耕作が継続するものと判断できます。

このことから、能率報酬支給基準である「過去1年以上の間、不作付になっている農地について、推進委員の助言等により、3年以上継続を見込まれる耕作が開始されたとき」を満たすと認め、本件の主たる担当推進委員である細田推進委員に能率報酬5万円を支給いたしますことをご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。」

- (3) 議長は、農地利用最適化推進委員に補足説明を求めた。
- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように述べた。

細田推進委員 「令和3年12月に新郷地区で生産緑地地区内の1,444㎡の農地を所有されているかたから、農地の管理に苦慮しているとの相談が寄せられたことから、以前より農地を探していたかたを引き合わせ、令和4年3月から10年間の賃借権設定につなげることができました。

現地は4月以降、毎月確認しており、借受人は農業に精通していることから、赤土、堆肥、糠を混ぜ込むなど、土作りから農地の再生を2ヵ月程度で終わると、意欲的に耕作を開始し、ねぎ、じゃがいも、大根などの栽培を始めました。

9月ごろから川口農業ブランド認定農産物である、白菜オレンジクィーンの苗を4回に分けて植え、本格的に生産に取り組み始め、10月19日に現地を確認した際には、本日配布しました写真資料のとおり、白菜を中心とした農産物を生産されるなど意欲的に耕作がなされ、今後も耕作が継続されるものと判断しております。」

- (5) 報告事項1から報告事項5について、全員これを了承した。

## 9 議案の上程

- (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

- (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、赤芝新田のかた外1名から、青木4丁目のかたへ使用貸借を設定し、分家住宅に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口東インターチェンジから南に100mほどの所に位置した1筆、280㎡でございます。

借受人と貸付人は親子関係であり、現在、借受人である子は、夫と子ども2人の計4人で市内の賃貸住宅に住んでおります。

子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になってしまい、子育てを手伝ってもらえることや貸付人である父親が運営する幼稚園・保育園が人手不足の時にサポートできるなど、互いに協力し合えることを考慮して、実家に程近い申請地の提供を受けて住宅を建築することになり、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地からおおよそ 300m以内に川口東インターチェンジがあるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、分家住宅の建築に係る費用は金融機関及び父親からの融資で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在の住居が手狭であることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課との事前調整におきましても、開発許可に向けて、今のところ特に支障はないとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、建築する住宅の規模などから判断すると問題なく、面積は適正であるため、該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は分家住宅の建築が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界にはコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し、周辺に影響しないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないことになっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくご願ひ申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地を確認しました。

特に問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくご願ひ申し上げます。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

## 10 連絡事項

- ・農業関係者と農業委員との意見交換会について

## 1 1 閉会

午前10時23分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第29回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和4年10月25日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩